

産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県上越市大字福橋625番地

株式会社 信越エコノス

代表取締役 牧田 雅之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 4年 5月 27日

許可の有効年月日 令和 9年 5月 6日

1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を含む。）
汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物に限り、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）
汚泥（含水率85%以下の無機性のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- ・積替え又は保管を行う場所の所在地
新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番8
- ・積替え又は保管を行う場所の面積
18.0 m²
- ・積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物に限る。）
- ・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
石綿含有産業廃棄物 16.0 m³（屋内）

複写厳禁

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成19年 5月 7日
- ・変更許可年月日 平成19年 8月24日
(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を「石綿含有産業廃棄物を含む。」に変更)
- ・変更許可年月日 平成20年 9月12日
(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物に限る。)を「積替え・保管を含む。」に変更)
- ・更新許可年月日 平成24年 6月 1日
- ・更新許可年月日 平成29年 6月 7日
- ・更新許可年月日 令和 4年 5月27日

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 4年 5月27日 更新許可)